

◎新潟県告示第411号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（現金による収納）</p> <p>第8条 （略）</p> <p><u>2 指定金融機関等は、前項の納付を指定金融機関等が設置する端末機器により受けたときは、同項各号に掲げる事項を確認のうえ収納し、納入通知書等を複写した画像及び印鑑の印影を印刷した領収書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定金融機関等は、前項の方法による収納をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定は、指定金融機関等が、会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員（以下「会計管理者等」という。）から納入通知書等を添えて現金の払込みを受けた場合並びに徴収事務の受託者及び収納事務の受託者から受託現金払込書を添えて現金の払込みを受けた場合について準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（現金による収納）</p> <p>第8条 （略）</p> <p><u>2 前項の規定は、指定金融機関等が、会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員（以下「会計管理者等」という。）から納入通知書等を添えて現金の払込みを受けた場合並びに徴収事務の受託者及び収納事務の受託者から受託現金払込書を添えて現金の払込みを受けた場合について準用する。</u></p>